

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月18日（平成29年（行情）諮問第300号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第382号）

事件名：ICD-10に基づき作成した診断基準の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「WHO「ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」に基づき、厚生労働省が作成した診断基準」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年3月21日付け厚生労働省発障0321第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年1月23日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月17日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件開示請求は、「WHO「ICD-10 精神および行動の障害臨床記述と診断ガイドライン」（以下「ICD-10」という。）に基づき、厚生労働省が作成した診断基準」に関して行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

審査請求人が求める「診断基準」とは、一般に「診療ガイドライン」とされる文書であると考えられる。診療ガイドラインとは、特定の疾病について、科学的根拠に基づき、系統的な手法により作成された推奨を含む文章であって、臨床現場における意思決定の際に、判断材料の一つとして利用されている。

診療ガイドラインは、特定の疾病を専門に扱う各学会等において作成されており、行政機関において作成することはない。

なお、処分庁においては、委託事業として、EBM（根拠に基づく医療）普及推進事業を実施しており、この事業の一環として、国内で公開された診療ガイドラインの収集及び評価選定を行っているが、これらに関する資料については、委託先である特定法人が保有するものである。

また、選定された診療ガイドラインの一覧はMindsガイドラインセンターのホームページにて公開されており、これらの診療ガイドラインの評価選定基準に係る資料等は処分庁においても保管しているが、いずれにしても、処分庁において、診断基準の作成を行うことはなく、当該事業の一環として収集した診療ガイドラインの作成主体は各学会等である。

なお、ICD-10は世界各国の専門家や機関の参加により作成されたものであるが、各国行政機関に対して、診断基準の作成等の措置を求めているものではない。

したがって、本件対象文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、処分庁が開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているとする論拠は示されておらず、これに対する諮問庁の説明は上記3（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月18日 諮問の受理

- | | |
|------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月30日 | 審議 |
| ④ 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2))において、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人が求める「診断基準」とは、一般に「診療ガイドライン」とされる文書であると考えられる。

診療ガイドラインは、特定の疾病を専門に扱う各学会等において作成されており、行政機関において作成することはない。

なお、ICD-10は世界各国の専門家や機関の参加により作成されたものであるが、各国行政機関に対して、診断基準の作成等の措置を求めているものではない。

したがって、本件対象文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、ICD-10について、詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

「ICD」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関(WHO)が作成した分類であり、診療ガイドラインではない。ICDの第10回目の改訂版として、1990年の第43回世界保健総会において採択されたものが「ICD-10」(1990年版)と呼ばれている。

厚生労働省では、その後のWHOによるICD-10の改正の勧告であるICD-10(2003年版)に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を作成しており、統計法に基づく統計調査に使用されているが、診断基準又は診療ガイドラインを作成することはない。

(3) 上記(1)及び(2)の本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは

認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子